

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年5月8日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名 世田谷区グリーンインフラ普及啓発業務委託

(2) 目的

自然環境の有する多様な機能を活用するグリーンインフラは、雨水流出の抑制、健全な水循環やみどりの保全、ヒートアイランド対策など、様々な効果が期待され、持続的で魅力あるまちづくりを進めるために必要とされている。令和5年度に実施したグリーンインフラに関するアンケート調査の結果ではグリーンインフラについて知っているとの回答が1割にも満たなく、グリーンインフラに関する各助成制度についても8割以上が知らないという結果だった。今後は区民や事業者へのさらなるグリーンインフラについての普及啓発が課題となっている。

本委託は、区民がグリーンインフラについて、興味・関心を高めるとともに、一人一人が助成制度を活用しながらグリーンインフラに取り組むために普及啓発を行うものである。

(3) 対象範囲

世田谷区全域

(4) 業務委託の内容

業務委託の内容については、プロポーザル後、世田谷区と選定された第一候補者との協議により、企画提案を踏まえ、仕様書を作成し、決定する。

次に示す委託概要は、令和6年度実施予定のイベント実施までに必要があると考える業務項目(案)であり、この委託概要を踏まえ、業務を円滑に進めていくための業務手法について、プロポーザルによる提案を含めて決定する。

<委託概要>

1) グリーンインフラ普及啓発用印刷物の作成と印刷

- ・令和6年3月策定の「せたがやグリーンインフラガイドライン」を参考に区民がグリーンインフラに興味を持ち、誰でも理解できる内容とするなど、普及啓発として効果的な内容としたA3両面カラーの二つ折りリーフレット作成及び2,000部の印刷
- ・グリーンインフラの周知としてA版及びB版で印刷できる仕様のポスター作成及びB3カラー10枚の印刷

2) 区民等への普及啓発のためのイベントの企画運営

・砧総合支所成城ホール（成城6-2-1）または玉川総合支所せせらぎホール（等々力3-4-1）を使用し、イベントを原則、令和6年11月から令和7年1月土日祝日の間に1回行う。また、別の会場を使用する提案があった場合は、この限りではない。

・イベントのプログラムについては、令和5年度に実施したグリーンインフラに関するアンケート調査の結果に基づき、区民が参加したいと思うものを考慮すること。区の想定としては、体験ブース、展示ブース、トークセッション等ではあるが、それ以外に参加が見込まれるものがあればこの限りではない。

・イベントの事前周知の広報活動については、区内全域及び広範囲の年齢層に情報が行き渡るように区の広報媒体、チラシ・ポスターなどの活用を検討し、区と調整のうえ行うこと。

※砧総合支所成城ホールまたは玉川総合支所せせらぎホールの会場及び設備の使用料については、本委託に含まないものとする。また、ホール以外のホワイエ部分や各総合支所内の集会室、コミュニティー広場は使用条件により利用可能であり、使用料は本委託に含まないものとする。なお、別会場を提案した場合は、本委託料に使用料等を含むものとする。

3) 動画の作成及び広報活動

グリーンインフラの普及啓発を目的とした動画を作成する。動画は4本を予定しており、シリーズ化して区公式 YouTube にて配信する。内容については提案によるものとする。また、「1) グリーンインフラ普及啓発用印刷物の作成と印刷」にて作成したデータや YouTube 配信用データを活用して区の窓口等にて広告するためのデジタルサイネージ用データ（PowerPoint（横32cm×縦18cmサイズ）で15秒間程度）の作成を行う。内容については、グリーンインフラを15秒間程度で理解できるものとし、動画も使用可能とする。

4) その他

別途、グリーンインフラの認知度を上げるアイデアの提案をするものとする。なお、本内容については予算の範囲内で行うものとする。

(5) 成果品

本件の成果物に関する一切の権限は区に帰属する。

- | | | |
|--|----------|---------|
| ・グリーンインフラのリーフレット | A 3 二つ折り | 2,000 部 |
| ・グリーンインフラのリーフレット電子データ（PDF 及びび illustrator） | | 一式 |
| ・グリーンインフラのポスター | B 3 版 | 10 部 |
| ・グリーンインフラのポスター電子データ（PDF 及びび illustrator） | | 一式 |
| ・イベントで作成した進行表等をまとめた報告書 | | 一式 |
| ・グリーンインフラに係る動画データ（MP4 形式及びサムネイル） | | 一式 |
| ・グリーンインフラのデジタルサイネージ電子データ（PowerPoint） | | 一式 |
| ・プロポザルのアイデア提案による報告書等 | | 一式 |
| ・上記成果品の電子データ（DVD-R 等） | | 一式 |
| ・その他イベント用で作成したもの | | 一式 |

(6) 履行期間

契約の日から令和7年2月27日まで

2 プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市長村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。

3 説明書の配布期間、配布場所及び方法

- (1) 配布期間 令和6年5月8日（水）から令和6年5月21日（火）まで

- (2) 配布場所及び方法

- ①世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課（二子玉川分庁舎3階B34番）窓口にて配布（土、日、祝日を除く8時30分から17時まで）
- ②世田谷区ホームページよりダウンロード

世田谷区トップページ → 検索窓に「209278」と入力

4 参加表明書の提出期限、提出方法及び関連する提出書類、提出部数、提出先

- (1) 提出期限 令和6年5月21日（火）17時まで（必着）
持参の場合は、土、日、祝日を除く8時30分から17時まで
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出書類 ① 参加表明書（様式1）
② 2（4）の参加条件が確認できる書類（納税証明書）
- (4) 提出部数 上記（3）①、②を各1部
- (5) 提出先 世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課
〒158-0094
世田谷区玉川1丁目20番1号
電話：03-6432-7963

5 企画提案書の提出者を選定する基準

参加表明書では提出者の選定は行わず、前記4の提出書類をもとに、前記2の「参加資格」の確認のみを行う。

参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には、提案書の提出者に選定されなかった旨を通知する。

6 企画提案書を選定するための評価基準

(1) 第一次審査（書類審査）

企画提案書の提出書類について、次に掲げる審査項目により書類審査を行い、評価合計点が上位の三社程度を第二次審査対象者として選定する。

- 1) 企業実績
- 2) 予定技術者実績
- 3) 特定テーマに対する提案
- 4) 業務実施体制
- 5) 資料作成能力
- 6) 工程計画

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑審査）

企画提案書の内容について、配置予定の管理技術者又は担当技術者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査する。

- 1) 専門性と技術力
- 2) 取り組み姿勢
- 3) コミュニケーション力
- 4) 住民参加の運営力

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除である。
- (3) 契約書作成の要否は、要である。
- (4) 審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した上で、委託業務内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び第一候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
なお、第一候補者と合意に至らなかった場合には、第二候補者と協議を行い、区及び第二候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (5) 本プロポーザルは、委託先の候補者の選定を目的とし、区は選定された候補者の提案書の内容に拘束されない。
- (6) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表することができるものとする。
- (7) 参加表明書、企画提案書の作成、提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。
- (8) 参加表明書、企画提案書、提出した書類に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (9) 選定されなかった者の企画提案書の提出書類は、返却しない。なお、提出された企画提案書は、提案者に無断で他の目的以外で使用することはない。また、選定された者の企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

- (10) 企画提案書の提出後は、原則として企画提案書に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、予定技術者の死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを前提に、発注者の了承を得なければならない。
- (11) 応募にあたり、知り得た情報については、守秘義務を遵守する。
- (12) 本プロポーザル資料に提出する一切の書類において押印は要しない。また、郵送にて提出する場合は、締切日必着とし、書留等送達確認ができるものに限る。
- (13) 詳細は、プロポーザル説明書による。